

小規模事業者持続化補助金

A. 一般型 と B. 低感染リスク型ビジネス枠 の比較表

令和4年1月14日

以下は、公募要領より抜粋（分かりやすくするため、一部加筆・修正）したものです。

必ず「公募要領」をご確認いただいたうえ、手続きを行ってください。

【A. 一般型 と B. 低感染リスク型ビジネス枠 の比較】

	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
趣旨	持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な 販路開拓 等の取組を支援	経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための 対人接触機会の減少 と事業継続を両立させるポストコロナを踏まえた 新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入 等に関する取組を支援
補助対象者	小規模事業者（商業・サービス業は5人以下）	
補助対象事業	策定した「経営計画」に基づいて実施する、地道な販路開拓等のための取組であること	感染拡大防止と事業継続を両立させるための 対人接触機会の減少 に資する 前向きな投資 を行う事業 ※公募要領記載の①～⑧に該当する事業は 対象外 （以下、一部抜粋） ②補助対象経費の中に対人接触機会の減少に該当しない項目を含む事業 ③新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入がなされない事業
補助対象経費	公募要領に記載された区分の経費 ※ 感染防止対策費は対象外 ※旅費、専門家旅費も対象	補助対象経費の 全額が対人接触機会の減少 に資する取り組みであること ※ 感染防止対策費も対象 （該当する業種別ガイドラインの確認が必要） <感染防止対策費の上限> ・原則：補助金総額の1/4 ・例外：補助金総額の1/2 ※旅費、専門家旅費は対象外 ※展示会出展費はオンラインによる展示会等に限る ※補助事業計画とは関係のない単なる自社紹介等に関するHPの構築・改修費は対象外

	一般型	低感染リスク型ビジネス枠
対象となる経費の期間	交付決定日 ～2022年11月30日（水）	交付決定日（※）～2022年12月31日（土） （※2021年1月8日まで遡及可）
補助上限額（補助率）	50万円（2/3）	100万円（3/4）
過去採択者の申請可否	公募要領P67の表を確認	公募要領P5の表を確認
申請方法	郵送または電子申請	電子申請のみ
大阪商工会議所の確認	必要 （様式4：事業支援計画書を発行）	不要 （「支援機関確認書」は任意提出）※採否に影響なし
締切	第7回：2022年2月4日（金） （当日消印有効）	第6回：2022年3月9日（水）17時

【申請手順】

まずは、「低感染リスク型ビジネス枠」か「一般型」のいずれで申請するかを決める

（1）「低感染リスク型ビジネス枠」で申請する場合

- ① 「公募要領」を確認のうえ、書類を作成する
（各種様式をサイトからダウンロードし入力）
- ② 補助金申請システムにより電子申請する（※郵送申請には非対応） **※G ビズ ID プライムアカウントの取得が必要です。**

- ◇ 商工会議所の確認は不要。「支援機関確認書」は任意提出（※大阪商工会議所の利用は不要）
- ◇ ただし、相談を希望される場合は、各区を担当する大阪商工会議所管轄支部にて受付。
（中央支部では、**中央区内の事業者様のみ**対応）

（2）「一般型」で申請する場合

- ① 「公募要領」を確認のうえ、書類を作成する
（各種様式を日本商工会議所のサイトからダウンロードし入力後、印刷）
- ② **中央区内の事業所様は中央支部に書類（様式）を持参する。**（予約制を採っていない。事前の連絡は不要）
⇒ 不備がなければ様式4（様式6）を担当支部が発行する。
- ③ すべての書類、電子データを封筒に入れて、日本商工会議所補助金事務局に郵送する。（※電子申請も可）

一般型 QR コード⇒

